

2020年3月14日

新型コロナウイルス感染症に対する薬局での感染予防策(第3版)

広島県薬剤師会

この文書は、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者の増大に伴い、薬局における感染予防策について現状の情報に基づきまとめたものである。

薬剤師は薬局利用者間での感染防止に努めることが求められる。また薬局職員への感染は薬局の業務運営にも支障をきたし、地域医療への影響も甚大であることから正確な知識を持つての対応が望まれる。

以下の情報を参考にし、各薬局で実践できる具体的な対応を検討し、あらかじめ実際の業務に落とし込んでおいていただきたい。

■常時の感染防止策

現状では発熱や呼吸器症状を訴えていても、新型コロナウイルスの感染者ではない場合が圧倒的に多い。基本的には標準的な感染予防策を徹底しながら、新型コロナウイルスによる感染例が含まれても感染伝播を予防できる対応が必要になる。

- 待合室では、発熱や呼吸器症状を訴える患者とその他の患者、または発熱や呼吸器症状を訴える患者同士が、一定の距離を保てるように配慮する。呼吸器症状を呈する患者にはサージカルマスクを着用させる。
- 薬局職員は、呼吸器症状のある患者の対応時にはサージカルマスクを着用し、手指衛生を遵守する。サージカルマスクや手袋などの個人防護具(PPE)を外す際には、それらにより環境を汚染しないよう留意し、汚染が交差しない所定の場所に破棄する。PPE の着脱時は手指衛生を遵守する。サージカルマスクの着用、手洗いについては正しい手順・方法を理解しておく必要がある。
- ドアノブ、初回質問票用のクリップボード・筆記具、トイレのレバー、蛇口、椅子など患者が触れる部分は環境の汚染があり得る。定期的にアルコールや次亜塩素酸ナトリウム含有のクロスで清拭消毒を行い、換気も定期的に行う。
- 職員(受付、案内係、警備員など)も標準予防策を遵守する。
- 手指衛生を実施しないまま、自身の眼や顔面を触れないように注意すること。手指衛生の必要なタイミングの前は特に徹底する。

新型コロナウイルスへの感染例が地域で確認される状況になった際には以下の点にも注意する。

- ・ 薬局職員は、健康管理に注意し、発熱や呼吸器症状を呈した場合には担当者に連絡し、休職するようにする。
- ・ 薬局職員の家族が発熱や呼吸器症状を呈した場合には、サージカルマスクを着用する。

■患者から相談が寄せられた際の対応

電話等で発熱やせき・息切れ、強いだるさ(倦怠感)などの症状について薬局に相談があり、新型コロナウイルスの感染が疑われる場合は、直接来局や受診せず必ず最寄りの帰国者・接触者相談センター([各保健所・保健センター](#))に連絡し指示を受けるよう対応する。

現在、帰国者・接触者相談センターに相談する目安は以下の通り。

- ・ 風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く方（解熱剤を飲み続けなければならない方も同様）
- ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
ただし、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が 2 日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに相談することを勧めることとなっている。
 - ・ 高齢者
 - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD 等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
 - ・ 妊婦の方

小児については、現時点では重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いすることとなっている。※

■新型コロナウイルス感染が否定しえない患者に対応する際の感染防止策

医療機関で新型コロナウイルス関連肺炎の感染が疑われる患者の要件に当てはまる場合は、帰国者・接触者相談センターを介して県内の指定された病院への受診が行われる。

しかしながら、要件には当てはまらないが、感染を完全に否定しえない患者（以下対象患者）の調剤を行うことを想定した対応が必要となる。

・事前準備

対象患者の調剤を行う可能性があるフェーズになった場合の対応を、近隣医療機関と申し合わせておく。地域薬剤師会等を通じて広範囲に行なうことも検討されるべきである。

処方箋発行に際して医療機関と申し合わせておく事項

- 対象患者への処方箋発行が必要な場合の処方箋発行方法を、感染防止の観点から検討しておく。
(今後、厚労省からの通知が発出された場合には、あらかじめ薬局に電話連絡し処方箋は患者に手渡さず、FAX 等で薬局に直接送付する等の運用が可能となる可能性がある。)
- 薬局には直接入らず、駐車場や出入口外から薬局へ電話連絡するよう患者に伝える。

薬局の入口には上記を踏まえ、対象患者が来局した際には薬局に入らず、電話連絡することなどの掲示を行う。

また感染防止に必要な PPE(個人防護具)については正しい着脱方法が重要であるため、あらかじめ充分に習熟しておく必要がある。

・患者来局時の対応

対応する職員は標準予防策に加え、接触、飛沫予防策を行う。サージカルマスクに加え、必要に応じて手袋・長袖ガウンの着用を行い感染を予防する。

直接の対応を行わない職員は、標準の予防策をとつていれば低リスクと考えられる。[※](#)

新型コロナウイルスは気道分泌物および糞便から分離され、対策のポイントは以下の 2 点となる。

- ・ウイルスを含む飛沫が目、鼻、口の粘膜に付着するのを防ぐ
- ・ウイルスが付着した手で目、鼻、口の粘膜と接触するのを防ぐ

自家用車利用の場合は患者本人は自家用車内に待機させ車外から服薬指導を行うことも考慮する。また家族の付き添いがある場合は、調剤の内容によっては家族への指導をもって代えることも考慮する。

患者にはサージカルマスクを着用させる。(N95 マスクは着用させない)

本人に薬局内で服薬指導を行う場合は個室が望ましい。個室を使用する場合は 6 回/時以上の換気を行い、使用後も充分に換気を行う。感染病棟などで用いられる陰圧室は必須ではない。個室使用後はサージカルマスクと手袋を着用の上アルコールや次亜塩素酸ナトリウム含有のクロスでの清拭消毒を行う。噴霧だけでは充分に消毒できないため清拭を行う。

個室が利用できない場合は、他の患者が居ない時間に対応を行う。

初回質問票の記入が必要な場合、筆記具の共有を防ぐため薬剤師による聞き取り等の対応が考えられる。

N95 マスクはエアロゾルの発生がない場合は必要ないと考えられる。薬局内で吸入薬の服薬指導を行わなければならない状況でもなければ、通常のサージカルマスクで充分である。万が一、車内での指導も行えず、薬局内でそのような指導を行わなければならない場合は患者の正面での対応を避け、N95 マスク(または DS2 など、それに準ずるマスク)、眼の防護具(ゴーグルまたはフェイスシールド)、長袖ガウン、手袋、キャップを装着し個室で行う。N95 マスクの使用に際しては事前のフィットテストと着用時のシールチェックを行うこと。このような場合でもタイベック[®]防護服などの全身を覆う着衣の着用やシューズカバーを使用する必要はない。PPE を脱ぐ際の汚染に注意し、着脱の場所を設定する。

日本医師会では「例えばインフルエンザなどの場合には検査をせずに臨床診断にて治療薬を処方することをご検討ください。」としており※、イナビル・リレンザの服薬指導を行う際には十分な注意が必要である。

保険証・お薬手帳等患者から預かって対応する必要があるものについては一つのトレーを用いて、指導終了後にトレーをアルコール消毒するなど、接触感染防止策を講じる。

一部負担金の徴収に当たっては、QR コード決済や非接触型の決済など、自家用車の窓越しでも対応できる方法も視野に接触を極力避けることができる方法を検討する。紙幣や硬貨による支払いが行われた場合は、レジに入れることなく別に保管する。

現在のところコロナウイルス一般としては、環境表面で9日活性を維持していると考えられる。※ 62~71%のエタノール、0.5%の過酸化水素、または 0.05%の次亜塩素酸ナトリウムを使用した表面消毒を行うことで不活性化できる。(0.05~0.2%の塩化ベンザルコニウムや 0.02%のグルコン酸クロルヘキシジンなど、他の殺生物剤は効果が低い。)

消毒が行えないもの(患者から受け取った処方箋等)については2週間程度取り扱いに注意する。

マスク、ゴーグルまたはフェイスシールド、長袖ガウン、手袋などの PPE を脱ぐ際の手順についてあらかじめ習熟し、汚染された PPE により環境を汚染しないように注意すること。使用後の PPE 等は感染性廃棄物として処理すること。

・対象患者来局後の対応

対象患者と接触した職員の名簿を作成する。名簿には PPE の使用状況を付記する。(適切な感染防護を常時行っている場合は付記の必要はない。) 症状がない場合はサージカルマスクを着用し就業可能である。

最終接触から 14 日間は毎日検温を実施し、異常を感じた際には出勤せず帰国者・接触者相談センターに連絡し接触者であることを伝え指示に従う。

■正しい手の洗い方



■参考

日本薬剤師会

- ・「[新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画\(案\)](#)」
- ・「[新型コロナウイルス感染症が疑われる者が薬局に来局した際の留意点等について](#)(R2.3.14)

国立感染症研究所

- ・「[新型コロナウイルス感染症に対する感染管理\(2020年3月5日改訂版\)](#)」

日本環境感染学会

- ・「[医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド\(第2版改定版\)](#)」
(R2.3.10)
 - 「[医療従事者の曝露のリスク評価と対応](#)」

- [「個人防護具の着脱手順例」](#)

日本医師会

- [「新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について」
\(R2.3.11\)](#)

厚生労働省

- [「正しい手の洗い方」](#)

亀田総合病院

- [「マスクの正しいつけ方」](#)